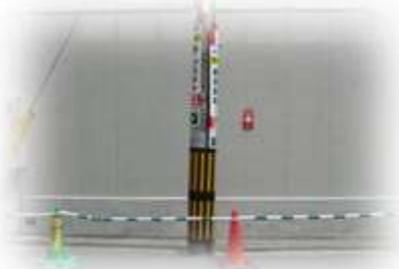
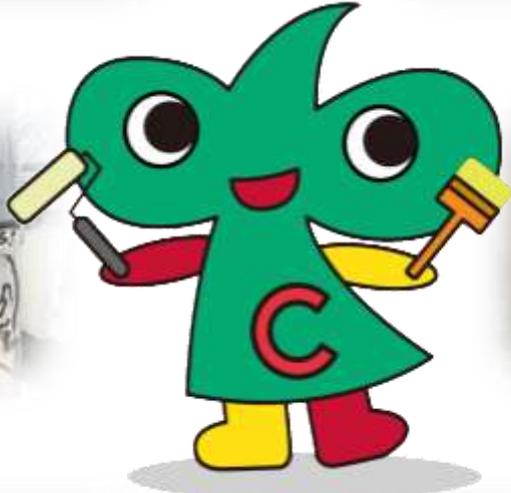


落書き消去の
手引き





目 次



落書きと消去活動のすすめ

1

落書きは犯罪です
落書き消去は地域で
落書きを防ごう

落書き消去活動の手順

3

落書き消去方法の決定と準備物

4

塗装による消去

5

落書き落とし剤等による消去・シールはがし

6

参 考

7

落書きと消去活動のすすめ

落書きは犯罪です

落書きは単なるいたずらではありません。刑法の「建造物等損壊罪」や「器物損壊罪」などに該当し、懲役や罰金・科料の対象となる犯罪です。

落書きは、美観を損ねるだけでなく、地域の安全を脅かし、犯罪を誘発するおそれがあると指摘されています。ニューヨークでは地下鉄の落書きを消去することにより、治安が大きく改善したと言われています。



【刑法】

(建造物等損壊及び同致死傷)

第 260 号 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第 261 号 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

【軽犯罪法】

第 1 条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

(一～三十二略)

三十三 みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者

(三十四略)

💡 割れ窓理論(ブローケンウィンドウズ理論)

窓ガラスを割れたままにしておくと、その建物は十分に管理されていないと思われ、ごみが捨てられ、やがて地域の環境が悪化し、凶悪な犯罪が多発するようになる、という犯罪理論。軽犯罪を取り締まることで、犯罪全般を抑止できるとする。米国の心理学者ジョージ・ケリングが提唱した。

【広島市ぼい捨て等の防止に関する条例】

(落書きの禁止)

第 12 条 何人も、公衆の目に触れるような屋外の場所において、落書きをしてはならない。

(罰則)

第 19 条 美化推進区域内において第 12 条の規定に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

[広島市ホームページ]

市民生活 > 暮らしの情報 > ごみ・環境 > ごみのないきれいなまちづくりの推進 > ぼい捨て等の防止 > 吸い殻、空き缶等のぼい捨ては止めましょう。

落書き消去は地域で

個人で落書きを消去しようとしても、費用や手間がかかり、効率的な作業はできません。落書き消去は地域が一体となり、地域で取り組んでいくことが重要です。

【地域で取り組む意義】

- 消去活動に取り組むことで監視の目を持つようになり、書かれてもすぐに発見できる
- 発見後も自分たちの手で、すぐに消すことができる
- 継続的に取り組むことができる
- 活動が地域コミュニティの活性化につながる

落書きを放置しておくと、被害がどんどん拡大し、治安対策に無関心な地域と思われ、より重大な犯罪を招く恐れがあります。

「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」という意識を持ち、地域の防犯力を高めていくことが、落書きの防止だけでなく、安全なまちづくりにつながります。



落書きを防ごう

落書きを防ぐのは難しいのが現状ですが、対策に積極的に取り組むことで「落書きを決して許さない」という姿勢を示すことが大切です。

◆見回り

夜間等の見回りは、地域ぐるみで厳しく監視しているということを示すことができます。

もし、落書きをしているところを発見したら、近くの交番や警察署に連絡しましょう。

◆看板等の設置

「落書き禁止」等の看板を設置して注意を促すとともに、「〇〇町内会」といった名称を入れることで、地域ぐるみで対応していることを示すことができます。

落書き禁止!
(〇〇町内会)

◆防犯カメラ等の設置

防犯カメラや人が近付くと点灯するセンサーライト等を設置することが効果的です。



◆絵画等の描画

過去に落書きされた大きな壁面など、今後も落書きされかねない場所には、絵や地域マップなどを描くことも有効です。

◆迅速な消去

家の壁や塀と同じ色の塗料や落書き落とし剤等をあらかじめ準備しておき、落書きを見つけたらすぐ消しましょう。すぐ消すことで、被害の拡大を防ぎやすくなります。

◆繰り返し消去

落書きを消した場所に再度落書きされても、消し続けることで、この地域は落書きをしても無駄だと認識させましょう。



落書きをされたら、被害届を出しましょう

●記録をとる

落書きを発見したら、位置や大きさ、被害にあった日時等の記録をとっておきましょう。

●被害の届出

落書き被害の記録や写真を持参のうえ、近くの交番や警察署に届け出ましょう。

(事前に相談してから行くのがよいでしょう)



落書き消去活動の手順

仲間を集める

一緒に活動する仲間を集めましょう。

被害状況の調査

落書きがどこにされているか(位置)、何に書かれているか(ブロック塀など)調べましょう。写真も撮っておきましょう。

所有者 管理者 の承諾

落書き消去には、必ず所有者・管理者の承諾が必要になります。地域で消去する際には、活動の目的や内容について、よく説明し、所有者又は管理者に承諾書をもらい、同時にペンキの色や当日の立会などを確認しましょう。

承諾を得る際の主な注意点

- 具体的な消去の方法や日時なども説明しておきましょう。説明が不十分だと、トラブルの元にもなりかねません。
- 建物等の賃借人の方等からの了解も必要な場合があります。また、駐車場周辺の壁の消去活動を行う場合は、駐車場の管理者(時間貸)や利用者(月極)にも説明し、了解を得ておきましょう。(ペンキ等が飛び散るため、近くに車があると作業できません)
- 公共施設、電柱、NTT 柱等の落書きを消去する場合には、それぞれに問い合わせてください。(基本的には各管理者において対応します)

中国電力

NTT

広島市
街路灯



電柱等の所有者の見分け方

原則、電柱等にあるプレート等のうち、一番上にあるものが所有者
(例は中国電力株)

消去方法の決定 資材等の準備

どのような方法で消去するのか検討します。

- ① 塗料で上塗りする方法
- ② 落書き落とし剤で消去する方法

消去方法が決定したら、必要な資材を準備します。また、道路上で作業する場合は、警察署へ道路使用許可を申請しましょう。

消去活動の実施

消去活動を実施します。
活動後は写真を撮って記録しておきましょう。

落書き防止対策の実施(P2「落書きを防ごう」)

落書き消去方法の決定と準備物

消去場所などにより、消去方法、準備するものが異なります。一般的な消去方法の決定方法や準備物を示します。

区分	落書き	シール	
場所	水の吸い込みが大きい ザラザラしている (例)ブロック塀、コンクリートの壁面など	水を吸い込まない ツルツルしている (例)金属、タイルなど	看板、自動販売機などに 貼られたシールはがす ③道路上の電柱などに貼られたはり紙等の違反広告物の除却はできません(除却のために路上違反広告物の簡易除却制度があります(P7参照))
消去方法	落書きの上から 塗料を塗る 	落書き落とし剤により 落書きを消す 	落書き落とし剤、 シールはがし剤により シール等をはがす 
※準備するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗料 ・ ロールロー ・ バケツ(容器) ・ 刷毛 ・ マスカー(養生用)、マスキングテープ ・ 床養生用布類 ・ 下地清掃用の刷毛、ブラシ ・ ゴーグル など  <small>◀下地清掃用(研磨用具)</small>  <small>◀ローラー</small>  <small>◀マスカー</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落書き落とし剤 ・ 霧吹き(落とし剤でべたべたする時に拭き取る等) ・ 拭き取り用タオル、雑巾等(汚れるので多めに) ・ 竹ブラシ(多少ザラザラしている面の時) など  <small>▲竹ブラシ</small>   <small>▲落書き落とし剤</small>  <small>▲皮スキ</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落書き落とし剤 ・ シールはがし剤 ・ 皮スキ ・ タオル、雑巾(はがした後に残ったシールののりを拭き取る) ・ ほうき、ちりとりなど
<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク ・ 軍手 ・ ゴム手袋 ・ 脚立 ・ 汚れてもよい服装 ・ レインコートなど 			

※落書き消去に必要な用具等を支援する制度があります(P7参照)

- 消去後にコーティング剤を塗布しておく、再度落書きされた時の消去が容易になります。
- 塗料や落書き落とし剤には、有害な成分が含まれていたり、においがする場合がありますので、使用上の注意等をよく確認してから利用しましょう。



塗装による消去

養生と塗装面の清掃

- ・ 塗装しない部分や床面等に塗料が付着しないように、作業前にマスキングテープ、布等により養生します。
(床面は布類による養生がおすすめです。[布類は塗料を吸収しやすいため、布類の上に垂れたペンキを誤って靴で踏んでも汚れが広がりにくい])
- ・ 壁面にほこりや土などの付着物がついたまま塗装すると、塗料を塗りづらいだけでなく、塗料が壁面に付着しません。研磨用具や刷毛、ブラシ等でこすり、付着物を取り除きます。



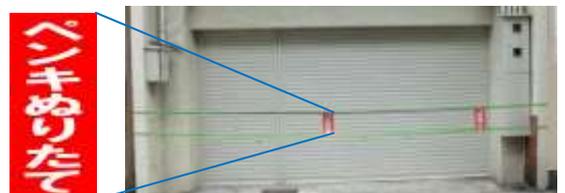
塗 る

- ・ 大きな面積を塗るときにはローラーを使って、塗装面の端やシャッターの凹凸部など細かなところを塗る時には刷毛を使って、塗料を塗ります。
- ・ 塗料が跳ねないようにゆっくりとムラのないように塗りましょう。
- ・ ローラーや刷毛には様々なサイズがあります。塗装面にあったものを使用しましょう。
- ・ シャッターに塗装する場合は、厚く塗りすぎると、巻き上げた際にシャッターとシャッターがこすれ、塗装がはがれる場合がありますので、できる限り薄く塗りましょう。



乾 燥

塗り終わった後はペンキが乾くまで、「ペンキ塗りたて」等の表示をしましょう。





落書き落とし剤等による消去・シールはがし

落書き落とし剤等を吹き付ける・塗る

落書き面やシールに落書き落とし剤等を吹き付けたり、雑巾等に染み込ませて塗ります。
ペンキが浮き上がったり、シールに液が染み込むのを待ちます。



落書きを拭き取る

- ・雑巾等で拭き取ります。落ちにくい場合は、さらに落書き落とし剤等を吹き付け、竹ブラシやたわし等でこすりましょう。
- ・消去剤によってはベトベトすることがありますので、水でぬらした雑巾等で拭き取りましょう。



シールをはがす

- ・皮スキ等でシールをはがします。下地を損傷させないように注意しましょう。
- ・シールをはがしたら、濡れた雑巾等で残ったのりを拭き取りましょう。



- 一般的な手順であり、使用する落書き消去剤等の使用方法や使用上の注意等をよく確認してください。
- 下地等の状況によっては、下地や下の塗装を痛めることがあります。そのような場所での落書き消去剤等の使用は控えましょう。

参 考

落書き消去活動支援事業

広島市では町内会等の地域団体の方などが、自主的に落書き消去の活動を行う場合、落書き消去に必要なペンキや刷毛、落書き消去剤などを提供しています。

落書き消去用具等の提供を受けたい団体は、区役所地域起こし推進課へ事前に相談のうえ、申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて活動予定日の20日前までに提出してください。

また、落書きの消去には、必ず所有者又は管理者の承諾が必要になります。所有者又は管理者から承諾書をいただき、同時に、ペンキの色や当日の立会などについて確認しましょう。

[広島市ホームページ](#)

市民生活 > 暮らしの情報 > 市民参加・まちづくり > まちづくり（コミュニティ・整備・開発） > コミュニティ > やめよう落書き！守ろう我がまち！ 犯罪です、落書きは・・・ 一落書き消去活動支援事業について

広島市路上違反広告物除却推進員制度

路上のはり紙などの違反広告物は、地方公共団体又は地方公共団体から委任を受けた者しか、除去できないことになっています。しかし、違反広告物の是正については、行政だけでは限界があり、地域の自主的な除去活動を支援するなど、市民の皆さんと協力しながらその解消を図る必要があります。

そこで、広島市では市民の皆さんと協力して、はり紙、立看板等の違反広告物の除去を推進するため、市民ボランティアによる除去制度を創設しました。これは、広島市が開催する講習会を受講された方に違反広告物を除去する権限を委任し、自主的かつ合法的に違反広告物の除去を行っていただく制度です。

詳細については、以下の広島市ホームページをご覧くださいか、区役所維持管理課(制度、申込に関すること)、都市整備局都市計画課都市デザイン係(より詳細な制度に関すること)へお問い合わせください。

[広島市ホームページ](#)

市民生活 > 暮らしの情報 > 市民参加・まちづくり > まちづくり（コミュニティ・整備・開発） > 開発 > 都市デザイン > 屋外広告物 > 違反広告物対策 > 路上違反広告物の簡易除却制度について
市民生活 > 暮らしの情報 > 市民参加・まちづくり > まちづくり（コミュニティ・整備・開発） > 開発 > 都市デザイン > 屋外広告物 > 違反広告物対策 > 市民による違反広告物の除却について【ボランティア除却制度】

広島市市民活動保険制度

広島市では、市民により自主的に組織され、広島市内に活動の本拠地を置いて計画的に市民活動を行う市民活動団体等に属し、活動を行う方に対して、傷害保険・賠償責任保険制度を整備しています。

事前の保険料の負担や申請は不要です。事故発生時に、会則・事業計画・活動者の名簿等を提出していただき、保険の対象になるかどうかの審査を行います。

詳細については、以下の広島市ホームページをご覧くださいか、区役所地域起こし推進課へお問い合わせください。

[広島市ホームページ](#)

市民生活 > 暮らしの情報 > 市民参加・まちづくり > NPO・ボランティア > NPO・ボランティアへの支援 > 市民活動保険制度 > 広島市市民活動保険制度について

参考資料

- 「落書き対策の手引き[改訂版]」（平成24年1月、岡山県環境文化部環境企画課）
- 「落書き消去マニュアル」（東京都青少年・治安対策本部総合対策部治安対策課）
- 「落書き防止マニュアル」（平成22年7月、熱海市市民生活課環境企画室）



落書き消去の手引き

平成 26 年 5 月

編集：まちなかクリーンアップチーム
発行：広島市中区役所市民部地域起こし推進課
TEL082-504-2546 FAX082-541-3835

まちなかクリーンアップチーム

広島市中心部では落書きの被害が絶えないことから、商店街、地域団体、行政等が連携し、まちなかまちづくり連絡会議[※]のプロジェクトチームとして落書き対策に取り組んでいます。

※まちなかまちづくり連絡会議

魅力と活力にあふれ、安全・安心に過ごせる広島市中心部繁華街のまちづくりを推進するため、商店街、地域団体、行政等が各々の取組状況や課題等の情報交換を行い、具体的な取組について検討しています。